

市税の概要

区分	税目	概要	納税義務者
普通税	個人市民税 (8ページに掲載)	前年中の所得に対して、1月1日現在で市内に住所のある人に個人県民税とあわせて課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在において市内に住所のある個人で、前年中に所得がある人 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所がない人
	法人市民税 (27ページに掲載)	法人の所得にかかる法人税を基礎として課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人 ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団・財団
	固定資産税 (29ページに掲載)	1月1日現在に市内の土地や家屋、償却資産に対して課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在に市内の土地や家屋、償却資産を所有している人 (ただし、都市計画税は市街化区域内の土地や家屋を所有している人)
都市計画税 (39ページに掲載)	市街化区域内の土地や家屋に対して課税されます。		
目的税	入湯税 (40ページに掲載)	鉱泉浴場における入湯行為に対して課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱泉浴場の経営者
	軽自動車税 (41ページに掲載)	原動機付自転車や軽自動車等を所有している人に課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日現在における軽自動車等の所有者
普通税	市たばこ税 (44ページに掲載)	たばこの製造者や特定販売業者等が市内の小売業者に売り渡すたばこに課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの製造者や特定販売業者等
	鉱産税 (44ページに掲載)	鉱物の掘採の事業に対して課税されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

普通税：納められた税金の使いみちが、どのような経費にもあてることができる税金をいいます。

目的税：納められた税金の使いみちが、特定の目的または事業にあてよう定められた税金をいいます。

課 税 標 準	税 率	納 期 等															
前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額等	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 市民税 3,000 円 (県民税 1,000 円) 所得割 市民税 6% (県民税 4%) の比例税率 (17 ページ参照) 分離課税は 20, 21 ページ参照 	普通徴収 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 期</td> <td>6 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>2 期</td> <td>8 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>3 期</td> <td>11 月 2 日</td> </tr> <tr> <td>4 期</td> <td>2 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>	期別	納期限	1 期	6 月 30 日	2 期	8 月 31 日	3 期	11 月 2 日	4 期	2 月 1 日	特別徴収 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期別 (給与天引)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月～翌年 5 月 (毎月)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期別 (年金天引)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 月～翌年 2 月 (偶数月)</td> </tr> </tbody> </table>	期別 (給与天引)	6 月～翌年 5 月 (毎月)	期別 (年金天引)	4 月～翌年 2 月 (偶数月)
期別	納期限																
1 期	6 月 30 日																
2 期	8 月 31 日																
3 期	11 月 2 日																
4 期	2 月 1 日																
期別 (給与天引)																	
6 月～翌年 5 月 (毎月)																	
期別 (年金天引)																	
4 月～翌年 2 月 (偶数月)																	
法人税額	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 5 万円～300 万円 法人税割 (28 ページ参照) ①R4. 3. 31 以前開始事業年度 法人税額の 6. 0% ②R4. 4. 1 以後開始事業年度 法人税額の 6. 0%～8. 4% 	各事業年度終了の日から 2 か月以内に申告納付															
固定資産課税台帳に登録された 1 月 1 日現在の価格等	1. 4% 0. 3%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 期</td> <td>4 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>2 期</td> <td>7 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>3 期</td> <td>12 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>4 期</td> <td>3 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table>		期別	納期限	1 期	4 月 30 日	2 期	7 月 31 日	3 期	12 月 25 日	4 期	3 月 1 日				
期別	納期限																
1 期	4 月 30 日																
2 期	7 月 31 日																
3 期	12 月 25 日																
4 期	3 月 1 日																
入湯客	1 人 1 日につき 150 円	入湯のあった月の翌月 15 日までに申告納付															
総排気量及び車種等による	1, 000 円～12, 900 円 (41, 42 ページ参照)	6 月 1 日															
売り渡し製造たばこ本数	1, 000 本あたり 6, 552 円	毎月算出税額を翌月末日までに申告納付															
鉱物の価格	1% (鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合 0. 7%)	鉱物を掘採した月の翌月 15 日から末日までに申告納付															